

日本人の憲法意識についての一考察

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2022-03-25 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 岡室, 悠介, OKAMURO, Yusuke メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24517/00065574

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



日本人の憲法意識についての一考察

岡 室 悠 介

1. はじめに

I. 問題の所在

本稿では、社会調査法を用いた日本国民の憲法意識、とりわけ憲法上の基本的人権全般に関する国民の認識・理解に関する調査・検討を試みたい。これまでの憲法学では、1960年代頃までの一時期において、一般の日本国民の憲法意識を社会学的統計調査により、把握しようとする試みがなされてきた。もっとも、近年における日本の憲法学においては、憲法社会学的手法による現状認識への問題関心自体が忘れられつつあるように思われる。すなわち、憲法学における憲法社会学的研究の衰退傾向も重なり、日本国民の憲法に関する意識、及びその思想的背景への分析についての興味も失われてきた。

しかしながら、近年の日本においては、少し前の出来事になるが、2015年におけるいわゆる安保法制の成立による集団的自衛権の行使容認等、立憲主義の危機が様々な場面において指摘されている。また、当時の安倍晋三首相も、自民党大会において自身の在任中に憲法9条への自衛隊明記を含めた、憲法改正を実現させる旨の演説を行っていた¹。これは、言うなれば、近年の日本において、現行憲法に基づく権利保障のために、国民の憲法に対する支持がますます不可欠な状況になりつつあるようにも感じられる。

この点、かつて、小林直樹が、「憲法秩序に対する国民の忠誠の度合、憲法価値に対する熱意や冷淡さ、憲法現象に対する関心の有無などによって、ある国民が現実にかなる憲法をもつかが決定されるのである」と述べていたように²、憲法の実現・保障を担保するのは、(一部国民の無関心も含めた)

1 朝日新聞2019年2月11日朝刊

2 小林直樹「日本人の憲法意識」思想434号985-86頁（1960年）。

国民の憲法意識に他ならないことは否定できないように思われる。

そして、当然ながら、その基盤となる国民の憲法に対する認識・理解を把握することは憲法学においても、依然として重要であろう。ゆえに、その前提として、社会科学的手法を通じて、国民の憲法意識を客観的に認識し、分析する作業が不可欠であるように思われる。そこで、本稿では、①現時点における日本国民の憲法に対する意識・理解状況、及び②戦後における日本国民の憲法意識の変遷、の2点を把握する目的から、それらを一般国民を対象とした統計調査により、実証的に理解し、分析する作業を試みたい。

II. これまでの主な研究

まず最初に、これまでの憲法学における、憲法に関する一般国民の認識・評価に関する研究について概観しておきたい。これらは、大きく分けて、①新聞社等の世論調査データを素材とした研究と、②独自の調査データに基づく研究の2つに分類できる。

①新聞社等の世論調査データを素材とした研究

国民の憲法意識は、現実の憲法規範や制度を維持する上で必要不可欠な社会的基盤である。しかしながら、政府による憲法改正が政治課題として上がるようになる1956年頃までは、憲法学の研究対象となることはなかった³。もっとも、以降は、戦後から行われていた各新聞社による日本国憲法に関する世論調査の結果を活用し、日本人の憲法・人権に対する認識・理解について現実的な認識を得ようとする試みが、久田栄正⁴、小林直樹⁵、長谷川正安⁶らによって、1950年代から1960年代にかけてなされてきた。

3 上野裕久『国民の憲法意識』（勁草書房、1970年）2頁以下。

4 久田栄正『日本憲法史』（法律文化社、1959年）、同『生ける日本国憲法の分析』（法律文化社、1956年）。

5 小林直樹『日本における憲法動態の分析』（岩波書店、1963年）、同『日本国憲法の問題状況』（岩波書店、1964年）。

6 長谷川正安『憲法学の方法【新版】』（日本評論社、1968年）。

また、近年においても、政治学者の境家史郎によって、憲法9条に対する国民意識の変遷が包括的に考察されている。境家の研究においては、戦後に行われた約1200件の世論調査を収集し、その個表データの分析を通じて、憲法改正に関する戦後70年間の世論の推移に迫っている⁷。境家は、日本人の憲法に対する姿勢について、「やわらかな憲法観」と形容する。

境家によれば、一般の日本人には、そもそも憲法への認識や意識を持つ以前の問題として、広く国家統制規範としての憲法（典）に対する無理解が存在するようである。堺家がその例として提示するのが、安民法制の合憲性に関して、2015年9月に毎日新聞が実施した世論調査と、その半年後の2016年3月に実施された日本経済新聞によるほぼ同様の質問事項に関する調査との急激な変遷である。前者の調査においては、回答者のうち、違憲論が60%、合憲論が24%と違憲論が圧倒的であったのに対し、後者では、安民法制の廃止の是非について、廃止に賛成が35%、反対が43%となり、世論による評価が逆転している。境家は、この両調査を比較を通じて、世論の多数派は、安民法制を違憲と評価しつつ、その撤廃は拒否するという矛盾した姿勢をとっている点を指摘する。

また、境家が、世論調査におけるこうした相互矛盾の背景として示唆するのが、同じく、日本人の憲法（典）の解釈への無理解である。すなわち、憲法典への具体的関心・内容理解において、日本では、知的エリート層と一般層との間にかかなりの乖離が存在する点を指摘し、「現代日本人の多くは、憲法典の文言がどうである（べき）か、また各条文をどう『読む』（べき）かといった点に、（少なくとも知識層が期待するほどの）関心・こだわりを持っていない」と結論づけている⁸。このように新聞社が実施している世論調査の比較検討によって、日本国憲法に対する世論のアンビバレントな評価が指摘されている点は、興味深いと言えよう。

7 境家史郎『憲法と世論』（筑摩書房、2017年）16頁。

8 境家史郎「日本人の憲法観」法時90巻9号131-133頁（2018年）。

②独自の調査データに基づく研究

また、これまでの国民の憲法意識に関する大規模調査としては、新聞社各社による世論調査以外に、主なものとして以下の3つの調査について、ここでは言及しておきたい。

まず、①憲法意識研究会（代表：小林直樹東京大学教授〔当時〕）による調査として、を代表とした約30名の憲法学者による調査がある。同調査は、文部省科学研究費により1965年から翌66年にかけて実施され、調査対象母集団として全国の20歳以上の男女6000人（有効回収数は、1965年度調査が5812人、1966年度調査が4768人）を対象として行われたものである。これは、憲法学者の手による初の社会調査であり、憲法学における大規模な科学的調査としては唯一のものである⁹。なかでも、憲法の知識度と自由制限的改憲論への態度との相関関係について、自由制限的な改憲への賛成・反対について、質問項目との相関関係が見られたとして、「一般に民主憲法への支持や擁護の志向はその理解から生じ、それへの反撥や否定的態度は無知と無理解に基づく」と仮説的に指摘している。この、小林の主張は、当人のイデオロギーや家庭環境等との関連性も否定できないと思うが、興味深い指摘と言えよう¹⁰。

また、②NHK放送文化研究所による調査として、2002年度に、無作為抽出法に基づき選ばれた全国の16歳以上の男女3600人に対し個人面接法による調査が実施されている。同調査の結果に関して、注目に値するのが、国民の多くが、憲法と現実との乖離を実感しているという点である。具体的には、同調査において、憲法についての考えを以下の(1)～(4)の4つから回答者に選択してもらったところ、(1)今の憲法は、国民にとってだいたい理想的なもので、その考え方はほぼ実現されている：9.8%、(2)憲法の考え方そのものは、国民にとってだいたい理想的なものだが、現実とはかなり開きがある：47.6

9 小林直樹編『日本人の憲法意識』（東京大学出版会、1968年）。

10 小林・前掲9-10頁。

％、(3)今の憲法は、日本の実情からみて望ましいものではないが、現実には定着している：22.3％、(4)今の憲法は、日本の実情からみて望ましいものではなく、また現実ともかけはなれている：11.9％（わからない、無回答8.5％）と、憲法と現実との乖離を認識している国民の割合（(2)+(4)：59.5％）が、憲法が現実には定着していると回答した者（(1)+(3)：32.1％）を大きく上回っているとの結果が示されている¹¹。

さらに、「憲法上の種々の問題点に関する国民の態度を明らかにし、更に憲法改正に対する世論の動向を把握して、政府施策の参考とする」ことを目的として¹²、㊸憲法に関する公的な世論調査として、日本国憲法公布前の1945年に1回行われた後、当時の内閣総理大臣官房広報室及び内閣府政府広報室が、1956年から1971年にかけて、断続的に「憲法に関する世論調査」として、全国の20歳以上男女3000人から20000人（年度により人数が変動）を対象に、大規模調査が計14回にわたり実施されている。同調査は、大規模の科学的調査としては、調査期間も長期にわたり、調査対象母集団も広範にわたることから、最も貴重な調査であると考えられる。

しかしながら、㊸の調査は、1971年度の調査を最後に行われておらず、代わりに、内閣府「人権擁護に関する世論調査」（1958年、1965年、1971年、1978年、1983年、1988年、1993年、1997年、2003年、2007年、2012年、2017年に実施）において一部内容が継続されている。このように、日本国憲法に関する政府による公式調査が1972年以降、継続されなかった理由は不明であるが、その背景には、おそらく政府における国民の憲法意識自体に対する関心の低下が推察される¹³。

11 中瀬剛丸＝小野寺典子「変わる国民の憲法意識」放送研究と調査52巻6号105-106頁。

12 内閣総理大臣官房広報室『憲法に関する世論調査』（1956年）。

13 境家・前掲註(7)254-56頁。

2. 調査手法

I. 本調査における調査手法

社会学・政治学等の社会科学分野においては、こうした一般国民の意識調査には、一般的に社会統計的手法に基づく世論調査が用いられている。もちろん、世論調査は、その実際の解答においても解答者の態度一貫性などが疑問視されることから、不十分な調査手法である。

しかし、境家が、「……現状では、これに代わる技術は存在しておらず、今後も我々は世論調査と向き合っていかなざるを得ない」と指摘するように¹⁴、一般国民の憲法理解・態度を把握する上では、此の手法を用いざるを得ないのもまた否定できないであろう。このため、本稿においても、いわゆる社会調査法における無作為抽出アンケート等によって、実際の日本国民における憲法意識を統計上明らかにし、その結果の比較検証作業を試みたい¹⁵。

ところで、一般的な学術研究におけるアンケート調査の場合、信頼水準95%の範囲で調査がなされることが多い。したがって、本調査における統計学上必要なサンプル数は、回答比率0.5、標本誤差±5%とした場合、調査対象数 $N \approx 384$ となり、384人が調査に必要な対象数となる¹⁶。ゆえに、今回の調査では、日本人男女約400人を対象サンプルとして調査を実施する。また、調

14 境家・前掲註(7)299頁。

15 しかしながら、今回は国勢調査の各年代に比例した形でサンプル選定を行っており、とりわけ、インターネット調査によるバイアス（特に60代以上の高齢者層に関しては、調査対象がネット環境に親しんでいる高齢者に限定されてしまう点）が強くなる傾向にあることは否定できないように思われる。もっとも、この点に関しては、調査予算上の制約からご海容いただければ幸いである。いずれ機会があれば、対面もしくは郵送法による再調査の機会を持ちたいと考えている。

16 統計学上、統計調査に必要な調査対象の算出式は、 $n = \lambda^2 \times \rho(1 - \rho) / d^2$ （ n = 標本数、 ρ = 回答比率、 d = 標本誤差、 λ = 信頼水準）となる。ゆえに、本調査では、国による一般的な統計調査の例に従い、調査に必要な対象者数を算出している。詳しくは、松井博『標本調査法入門』（日本統計協会、2005年）41-43頁、及び土屋隆裕『概説 標本調査法』（朝倉書店、2009年）10-25頁等を参照されたい。

査に際しては、直近の国勢調査（2015年）における年齢・性別構成に比例して、サンプルを設定する。

今回の調査においては、国民の憲法意識について、その現状認識と過去との比較との二点を検討したいと考えている。そこで、候補となるのが、前述の①及び③の調査において問われた質問項目となる。

①に関して言えば、確かに、同調査は、憲法研究者によって行われた世論調査研究としては、質量ともに卓越した内容である。もっとも、①調査では、政府調査と比較して、被調査者の年齢及び性別構成につき、年齢構成が20代：31%、30代：23%、40代：22%、50代：16%、60代以上：8%となり、また、性別の割合も、男性：56%、女性：44%となっており、同年の国勢調査における、年齢・性別構成（年齢につき、20代：28%、30代：25%、40代：18%、50代：14%、60代以上：15%、性別につき、男性48%、女性52%）との間には相応の隔たりが見られる。

こうした理由から、本稿での質問項目については、前述の③調査の最後の調査となった、1971年2月に内閣府によって実施された「憲法に関する世論調査」（以下、「1971年調査」とする）の質問・回答項目を用いて行うことにしたい¹⁷。

この1971年調査においては、大きく分けて、(1)日本国憲法に対する理解・印象、(2)基本的人権に対する理解・印象、(3)言論・出版の自由、(4)勤労者の権利、(5)財産権、(6)基本的人権と公共の福祉、(7)人身の自由、(8)平和主義の8項目につき、合計21問（複数分岐あり）の質問文と、複数選択肢による回答文が設定されている。もちろん、1971年調査の質問項目については、質問項目の内容・表現ともに、一般の人々に対し、日本国憲法及び基本的人権への認識・理解を問う上では十分かつ網羅的とは言い難い。また、同調査の調

17 1971年調査の質問項目及び調査結果は、内閣府のホームページ（<https://survey.gov-online.go.jp/s40/S41-02-40-27.html>）において公開されている〔最終閲覧日：2021年10月29日〕。

査対象も、当時の国勢調査における男女比・年代比に基づく厳密なサンプリングがなされておらず、参考値として比較するとしても不十分なものであることは否定できない。しかしながら、本稿では、過去の調査との比較検討を重視する観点から、調査アンケート実施に際しては、1971年調査の質問項目を踏襲することとした。

II. 世論調査におけるインターネット調査の利用に関する留意点

ちなみに、学術分野でのインターネット調査の利用に関しては、特に心理学などの人文科学分野においては、大衆心理についての実験研究による利用が増えてきているようである。しかしながら、社会学等の社会科学分野においては、近年その活用が広まりつつあるものの、依然として、積極的な利用にはやや慎重な姿勢が見られる¹⁸。これは、面接法・郵送法といった従来の世論調査法と比較して、インターネット調査パネルの場合は、高学歴・非正規雇用・専門的／技術的労働者層の比率が高く、公的統計等と比較して母集団として偏りがある点が指摘されてきたからである¹⁹。

もっとも、近年においては社会科学分野においても、こうしたインターネット調査について、その信頼性が見直されつつある。その理由は以下の二つである。

第一の理由として、今日、調査会社におけるインターネット調査において、もっとも一般的に用いられている、いわゆる公募型・目標回答数充当法式のモニター調査に対する信頼性の向上が挙げられる²⁰。これは、①調査会社による勧誘を通じて登録モニターを募集し、②その登録モニターから非確率的

18 轟亮=杉野勇編『入門・社会調査法（第3版）』（法律文化社、2017年）123-124頁。

19 本多則恵「社会調査へのインターネット調査の導入をめぐる論点—比較実験調査の結果から—」労働統計調査月報57巻2号12-20頁（2005年）。

20 轟亮=歸山亜紀「予備調査としてのインターネット調査の可能性」社会と調査12号46-48頁（2014年）。

抽出である割当法を用いて、予め設定された割当数に達するまで回答を収集するという形式である。このタイプのモニター調査は、面接調査との結果比較を試みた近年の研究によれば、調査データの質において両者の差異は小さく、「予備調査として用いることができる水準」と評価されてきている²¹。

第二の理由として、近年のモニター調査に関しては、20代以下の若年層を中心に、PC上ではなくスマートフォン上で回答を行う傾向が強まっており、そのことがインターネット調査特有の属性バイアスを緩和していることがある。実際に、公的統計（就業構造基本調査・面接法）を用いた①従来型ネットモニター（PC画面のみの回答）と②複合型ネットモニター（PCに加えて、スマートフォン画面での回答も可能）との比較調査においては、①よりも②の方が回答者の属性（学歴・雇用形態・職業）及び回答結果の点において、公的統計の数値に近いとの指摘がある²²。このように、インターネット調査における母集団の偏りは、近年において相当程度の改善が見られる点については注意する必要があるだろう。

3. 調査結果及び若干の考察

I. 調査の概要

本章では、今回の質問項目に対する解答結果を踏まえ、1971年調査との比較結果を提示し、若干の検討を試みたい。今回の調査（以下、[2019年調査]とする）の詳細については、以下の通りである。

- ①調査委託先：マクロミル株式会社
- ②調査期間：2019年12月10日～12月11日
- ③性別：指定なし

21 轟＝歸山・前掲57-60頁。したがって、今回実施した調査は、今後面接法・郵送法等に基づく本調査を含みに入れた予備的なものに留まる。

22 二瓶哲也「インターネット調査の新潮流－スマホユーザーの増加とその活用可能性－」政策と調査9号64-66頁（2015年）。

- ④年齢：日本国籍を有する18歳以上
- ⑤業種排除指定：調査業・広告代理業
- ⑥質問数：全23問
- ⑦サンプル数：418サンプル（男性18才～19才：6サンプル、男性20代：25サンプル、男性30代：31サンプル、男性40代：37サンプル、男性50代：30サンプル、男性60才以上：73サンプル、女性18才～19才：5サンプル、女性20代：24サンプル、女性30代：30サンプル、女性40代：36サンプル、女性50代：30サンプル、女性60才以上：91サンプル）

男女比・年代比の設定に関しては、今回の調査は憲法改正国民投票の際の有権者となりうる層を想定し、日本国内における日本国籍を有する18歳以上の有権者を対象に、直近の2015年実施の国勢調査に比例した男女比・年代比を設定した。

II. 各項目ごとの比較検証

(1)日本国憲法に対する総体的な理解・印象

①質問項目及び回答結果

Q1. 憲法というのは、国の制度や国民の権利・義務などについて基本的なことがらをきめ、あらゆる法律の基礎となるものですが……あなたは、このようなことはだいたいご存じですか。

選択肢	1971年調査	2019年調査	増減
①だいたい知っている	79.7%	84.0%	+4.3%
②知らない	20.3%	16.0%	-4.3%

Q2. あなたは、今の憲法を少しでも読んだことがありますか。

選択肢	1971年調査	2019年調査	増減
①読んだことがある	40.9%	50.7%	+9.8%
②読んだことはない	59.0%	49.3%	-9.7%

Q3. 今の憲法についてあなたのお考えをお聞きます。一概にはいえない場合もあるでしょうが、大まかな感じでお答え下さい。あなたは、今の日本の憲法は全体として見ると、よい憲法だと思いますか、よくない憲法だと思いますか。

選択肢	1971年調査	2019年調査	増減
①よい憲法だ	52.1%	41.2%	-10.9%
②よくない憲法だ	8.6%	8.1%	-0.5%
③どちらともいえない	26.5%	46.0%	+19.5%
④わからない	12.8%	4.8%	-8.0%

Q4. ここに憲法で決められていることがいろいろあげてありますが、あなたは、この中でどれに関心を持っていますか……いくつでも結構ですからお答え（「1971年調査」では「言って」）下さい。（複数回答可）

選択肢	1971年調査	2019年調査	増減
①前文	4.9%	19.7%	+14.8%
②天皇	15.8%	33.4%	+17.6%
③戦争の放棄	48.8%	71.9%	+23.1%
④国民の権利及び義務	44.6%	62.1%	+17.5%
⑤国会	16.1%	15.2%	-0.9%
⑥内閣	7.0%	12.2%	+5.2%
⑦司法	6.3%	17.0%	+10.7%
⑧財政	9.5%	14.0%	+4.5%
⑨地方自治	14.0%	17.0%	+3.0%
⑩どれもに関心を持っていない	25.6%	7.2%	-18.4%

②本項目の小括

Q1～Q4では、日本国憲法に対する総体的な理解・印象が問われている。Q1は、憲法の意義・役割についての理解を問う設問である。憲法の意義・役割についての理解している者の割合は、1971年調査に比べ、若干増加している。基本的に、1971年調査時に比べ、2019年調査時点では、回答者が戦後

の学校教育過程において、日本国憲法に関する教育を受けた層が大半を占めるようになったことが数値に反映されているように思われる。

対して、Q2は、憲法条文に少しでも触れた経験を問う設問である。こちらは、1971年調査時点に比べ、憲法条文を読んだことのある経験者が10%弱増加し、過半数に達している。こちらもQ1と同様に、公教育過程における憲法教育の成果が反映されていることが考えられる。もっとも、依然として、条文に触れたことのない層も50%近くおり、現状では、国民の大半は、日本国憲法に関する理解については、理念的・概念的なレベルでの理解に留まっていることが指摘できる。

また、Q3は、現行の日本国憲法に対する印象を問う問題である。1971年調査に比べて、2019年調査においては、10%強ほど、日本国憲法に対するイメージが悪化しているようである。さらに、Q4では、憲法に関するトピックの中で、各回答者の関心ある事項について問われている。Q4の選択肢9項目（①～⑨）の平均増減率は約10.6%であるが、これと比較した場合、ここでは、特に、戦争放棄・天皇制・国民の権利義務への関心が相対的に高くなってきている傾向が伺える。

(2)基本的人権全般に対する理解・印象

①質問項目及び回答結果

Q5. では、今の憲法は国民の基本的人権を尊重している憲法だと思いますか、そうは思いませんか。

選択肢	1971年調査	2019年調査	増減
①基本的人権を尊重している	60.7%	68.4%	+7.7%
②そうは思わない	15.1%	14.3%	-0.8%
③わからない	24.2%	17.3%	-6.9%

Q6. あなたがご自身のこととして、あなたの自由や権利が憲法によって保障されているのだということを感じたことがありますか。

選択肢	1971年調査	2019年調査	増減
①ある	26.2%	38.5%	+12.3%
②ない	48.7%	29.6%	-9.1%
③わからない	25.1%	31.9%	+6.8%

SQ (Q6). どんなことでしょうか。(複数回答可)

選択肢	1971年調査	2019年調査	増減
①宗教の自由	6.4%	45.0%	+38.6%
②言論・出版の自由	14.7%	51.9%	+37.2%
③家庭生活における個人の尊重と平等	14.5%	45.7%	+31.2%
④生存権（健康で文化的な最低生活を営む権利）	15.6%	54.3%	+38.7%
⑤教育を受ける権利	10.4%	76.7%	+66.3%
⑥勤労者の団結権	8.5%	28.7%	+20.2%
⑦その他の自由や権利	23.0%	21.7%	-1.3%
⑧不明（なんとなく感じる）	30.3%	3.9%	-27.4%

②本項目の小括

Q5～SQ (Q6) では、基本的人権全般に対する理解・印象について問われている。Q5では、現行憲法における基本的人権の尊重のイメージについて問う設問である。Q5では、〔①基本的人権を尊重している〕と回答した者の割合が、1971年調査に比べて、2019年調査では+7.7%とおよそ一割弱増加した。しかしながら、〔②そうは思わない〕と答えた者の割合の推移は-0.8%とほぼ変わらず、代わりに〔③わからない〕がその分減少しているようである。

Q5と比較して、Q6では、〔①ある〕と回答した者の割合が、1971年調査に比べて、2019年調査では+12.3%と、1割以上増加したのに対し、〔②ない〕と答えた者の割合は-9.1%と、こちらは1割弱減少している。いずれにせよ、現行憲法における自由・権利の保障に対する各人の「イメージ」及び「実

感」について、やや改善傾向にあることが理解できる。

SQ (Q6) は、Q6で、実感が〔①ある〕と回答した者の中で、それに対する自身の実感が、具体的にどの権利についてなのかを尋ねた設問である。SQについて、特に、〔⑤教育を受ける権利〕の1971年調査からの増加度及び、2019年調査での認知度が傑出している。これは、教育権については、やはり中高の社会科においても触れる機会が多く、他の憲法上の権利と比較して印象に残ることが理由なのではないかと考えられる。

また、〔②言論・出版の自由〕と〔④生存権〕の認知度が、2019年調査においていずれも5割を超え、これらの権利に関する国民の認知については浸透しつつあるように思われる²³。対して、〔⑥勤労者の団結権〕については、1971年調査からの増加率及び2019年調査での選択割合のいずれにおいても、他の権利と比べて低く、近年における労働組合の組織率低下などの影響も考えられるところである。

(3) 言論・出版の自由

① 質問項目及び回答結果

Q7. 次に国民の自由や権利などについて伺いますが……。今の日本では、言論や出版の自由はよく守られていると思いますか、守られていないと思いますか。

選択肢	1971年調査	2019年調査	増減
①守られている	41.4%	22.5%	-18.9%
②守られていない	16.6%	12.9%	-3.7%

23 もっとも、法社会学者の棚瀬孝雄による人権意識に関する独自調査（2004年）では、日本人は保護されるべき人権の選択に関して、自由権よりも社会権を優先する傾向にあるとの指摘がある（実際に同調査での質問において、「人間らしい暮らしができる権利（＝生存権）」との回答が約58%であるのに対し、「政府を自由に批判できる権利（＝表現の自由）」は約11%と、両者には大きな開きがある）。詳細については、棚瀬孝雄「日本人の権利観・刑罰意識と自由主義的法秩序（一）」法学論叢157巻4号19-22頁（2005年）参照。

③一概にいけない	16.1%	56.5%	+40.4%
④わからない	25.8%	8.1%	-17.7%

Q8. 今の日本では、言論や出版の自由の行きすぎによる弊害が多いと思いますか、そのような弊害は少ないと思いますか。

選択肢	1971年調査	2019年調査	増減
①弊害が多い	32.5%	31.1%	-1.4%
②弊害は少ない	21.4%	16.0%	-5.4%
③どちらともいえない	16.5%	40.9%	+24.4%
④わからない	29.5%	12.0%	-17.5%

Q9. 今の憲法では、言論出版の自由が保障されているのですが、あなたは、映画や出版物などは全く制約を加えず自由であるべきだと思いますか、それとも青少年に悪い影響を与えたり個人のプライバシーにおよぶような場合には、何らかの制約があるべきだと思いますか。

選択肢	1971年調査	2019年調査	増減
①自由であるべきだ	10.7%	16.0%	+5.3%
②制約があるべきだ	59.9%	43.1%	-16.8%
③一概にいけない	11.9%	36.1%	+24.2%
④わからない	17.5%	4.8%	-12.7%

②本項目の小括

Q7～Q9では、言論・出版の自由の保障状況及び制約への見解につき、各質問項目が設定されている。

Q7は、言論・出版の自由につき、同じくその保護に関する「実感」を問うたものである。この質問に対しては、保護されていると回答した者の割合が減少傾向にある。Q8は、言論・出版の自由に伴う弊害について、その印象を尋ねている。この問いについては、〔②弊害は少ない〕と回答する者の割合が減少しており、表現の自由に対する寛容さが進む傾向にあると思われる。

Q9は、表現の自由の保護につき、いわゆる絶対主義的な立場に立つか否かを問うたものである。注目すべきことに、青少年の健全育成・個人のプライバシー保護の観点から、表現に対する制約が一般的に許容されるような表現であっても、制約を認めないとする立場が増加し、また、制約すべきとの立場が減少していることから、表現の自由に対する絶対的保護を認める立場が増加傾向にある。他方で、事情に応じた対応を認める立場も増加している。

(4)勤労者の権利

①質問項目及び回答結果

Q10. 今の日本では、団結権など勤労者の権利はよく守られていると思いますか、守られていないと思いますか。

選択肢	1971年調査	2019年調査	増減
①守られている	31.2%	18.4%	-12.8%
②守られていない	22.4%	24.6%	+2.2%
③一概にいけない	16.3%	44.7%	+18.4%
④わからない	30.0%	12.2%	-17.8%

Q11. 今の日本では、勤労者の権利の乱用による弊害が多いと思いますか、そのような弊害は少ないと思いますか。

選択肢	1971年調査	2019年調査	増減
①弊害が多い	21.4%	20.1%	-1.3%
②弊害は少ない	23.4%	21.3%	-2.1%
③どちらともいけない	19.8%	45.2%	+25.4%
④わからない	35.4%	13.4%	-22.0%

②本項目の小括

Q10及びQ11は労働基本権に関する設問である。Q10において、Q6のSQとも関連するが、団結権等の労働基本権に対する保護への悲観的見方の増加が

目立つ。背景に、労組の衰退に加え、いわゆるブラック企業における労働問題への認識の広がりがあるのかもしれない。

他方で、Q11の結果からは、勤労者による労働基本権等の権利濫用についての認識は、現在よりも労働組合の組織率が高く、ストライキ等の労働争議が盛んであった1971年と比べてもほとんど変化が見られないようである。

(5)財産権

①質問項目及び回答結果

Q12. 道路を造ったり、都市計画事業を行ったりするような時に、国や都道府県・市町村などが個人の土地や家屋を買いとらねばならない場合が起きていますが……このような場合、個人の財産権は十分尊重されていると思いますか、尊重されていないと思いますか。

選択肢	1971年調査	2019年調査	増減
①尊重されている	30.0%	22.2%	-7.8%
②尊重されていない	23.0%	19.6%	-3.4%
③一概にいけない	17.6%	42.1%	+24.5%
④わからない	29.3%	16.0%	-13.3%

Q13. 今の日本ではこのような場合に、個人の財産権を尊重するためにかえて弊害が多いと思いますか、そのような弊害は少ないと思いますか。

選択肢	1971年調査	2019年調査	増減
①弊害が多い	20.4%	20.3%	-0.1%
②弊害は少ない	21.4%	15.6%	-5.8%
③どちらともいえない	21.7%	45.5%	+23.8%
④わからない	36.5%	18.7%	-17.8%

②本項目の小括

Q12及びQ13は、財産権に関する設問である。

まず、Q12において、2019年調査においても、1971年調査と同様に、財産

権が〔①尊重されている〕と回答した者の割合が、〔②尊重されていない〕とのそれよりも多いが、両者の差は7.0%から2.6%へと縮まってきている。

また、Q13に関しては、1971年調査では、個人の財産権に対する〔①弊害が多い〕との回答よりも〔②弊害は少ない〕との回答の方が多かったが、2019年調査では逆転し、①が②を上回っている。これも、財産権に対する規制に関して、政府による規制よりも自由主義的な規制緩和を求める考えが、日本社会において広まりつつあることの反映なのかもしれない。

(6)基本的人権と公共の福祉

①質問項目及び回答結果

Q14. 次に基本的人権と公共の福祉の問題について伺います。ところで基本的人権の問題を考える場合、個人の自由や権利を尊重するということが同時に、公共の福祉ということを考えなくてはならないのは当然ですが……一般的に言って、今の日本では、「社会全体のため」とか「公共の福祉のため」という理由で、国民の自由や権利が不当に抑えつけられていると思いますか、そうは思いませんか。

選択肢	1971年調査	2019年調査	増減
①抑えつけられている	19.7%	25.1%	+5.4%
②そうは思わない	41.7%	47.8%	+6.1%
③わからない	38.6%	27.0%	-11.6%

Q15. では一般的に言って、今の日本では、人権を尊重するためにかえって社会に害を及ぼしていると思いますか、そうは思いませんか。

選択肢	1971年調査	2019年調査	増減
①害を及ぼしている	14.8%	29.2%	+14.4%
②そうは思わない	43.9%	42.1%	-1.8%
③わからない	41.3%	28.7%	-12.6%

Q16. 一般的に言って、今の日本では、自由や権利ばかりが重んじられて義

務や責任がおろそかになっていると思いますか、そうは思いませんか。

選択肢	1971年調査	2019年調査	増減
①おろそかになっている	50.0%	55.0%	+5.0%
②そうは思わない	22.5%	28.0%	+5.5%
③わからない	27.5%	17.0%	-10.5%

Q17. あなたは、日本の現状では、もっと個人の自由や権利を尊重するようにしなければならないと思いますか、それとももっと公共の福祉を重んずるようにしなければならないと思いますか。

選択肢	1971年調査	2019年調査	増減
①個人の自由や権利	16.4%	11.5%	-4.9%
②公共の福祉	31.9%	23.9%	-8.0%
③一概にいけない	29.6%	56.5%	+26.9%
④わからない	22.1%	8.1%	-14.0%

Q18. 公共の福祉を守るためには、個人の自由や権利をある程度は制限すべきだと思いますか。それとも個人の自由や権利を尊重するために制限すべきではないと思いますか。

選択肢	1971年調査	2019年調査	増減
①制限すべきだ	23.6%	22.0%	-1.6%
②制限すべきではない	22.2%	14.6%	-7.6%
③一概にいけない	28.5%	52.6%	+24.1%
④わからない	25.6%	10.8%	-14.8%

②本項目の小括

Q14からQ18は、公共の福祉による人権制約に関する質問である。

まず、Q14につき、一般的に、判例では、基本的に公共の福祉を、当該立法が対象とする保護法益と捉えており、また、公共の福祉と人権が衝突する場合にどちらを重視するかについては、原則として、両者を個別的に比較衡

量 (ad hoc balancing) する手法が用いられている²⁴。これについては、実際の衡量段階において判例は、制約される人権の内容及び性質等について形式的な処理を行いがちであり、個人の権利よりも政府側の公益を重視する傾向にあることから、学説上の批判も多い²⁵。しかしながら、本問の回答を見る限りでは、一般の日本国民はこうした状況を暗黙のうちに受け入れているようである。

対して、Q15では、いわゆる人権行使の行き過ぎに伴う弊害について、社会レベルでの印象を問うたものであるが、〔①害を及ぼしている〕の割合が大幅に増加している。また、Q16は、個人レベルでの弊害に関する印象についてであるが、〔①おそろかになっている〕と回答する者の割合が2019年調査においては若干増加し、過半数を超えている。

このことは、Q17においても、個人の自由と公共の福祉とのいずれを優先するかとの問いにつき、〔①個人の自由や権利〕・〔②公共の福祉〕とも数値は減っているが、依然として②の方が高く、また、Q18での公共の福祉を根拠とした個人の自由に対する制約を許容するかどうかの問いに対しても、〔①制限すべきだ〕と〔②制限すべきでない〕の両選択肢の差が、1971年調査では1.6%だったのが、2019年調査では、7.4%に拡大していることから、国民の間では、徐々に公共の福祉による個人の自由・権利制約を容認する傾向が進みつつあることが確認できるのかもしれない²⁶。

24 例えば、最大判平成4・7・1民集46巻5号437頁（成田新法事件）は、その典型である。同判決では、「集会の自由といえどもあらゆる場合に無制限に保障されなければならないものではなく、公共の福祉による必要かつ合理的な制限を受けることがあるのはいうまでもない。そして、このような自由に対する制限が必要かつ合理的なものとして是認されるかどうかは、制限が必要とされる程度と、制限される自由の内容及び性質、これに加えられる具体的制限の態様及び程度等を衡量して決めるのが相当である」として、集会の自由と公共の福祉との比較衡量による制約を容認している。

25 この点につき、戸松秀典『憲法』（弘文堂、2015年）62-67頁、声部信喜『憲法（第七版）』（岩波書店、2019年）103-104頁などを参照。

26 横田耕一は、「憲法の理念は、憲法を勝ち取るための闘争や努力のなかで人びとのい

(7)人身の自由

①質問項目及び回答結果

Q19. 次に黙秘権について伺います。いまでは、犯罪について取調べをうける場合、自分に不利なことは言わなくてもよいことになっているのですが、あなたは、ある程度は黙秘権を制限すべきだと思いますか、それとも取調べを受けるものの人権を守るために、制限すべきではないと思いますか。

選択肢	1971年調査	2019年調査	増減
①制限すべきだ	20.8%	22.5%	+1.7%
②制限すべきではない	29.2%	29.7%	+0.5%
③一概にいけない	15.1%	36.8%	+21.7%
④わからない	34.9%	11.0%	-23.9%

Q20. ところで、黙秘権は何のためにあるのだと思いますか。(黙秘権がなくなると何か困ることがあると思いますか。)(複数回答可)

選択肢	1971年調査	2019年調査	増減
①自白の強要、拷問などが行なわれないように	20.9%	55.1%	+34.2%
②自白だけで罪にされないように	11.1%	52.2%	+41.1%
③人権を守るために	32.2%	36.8%	+4.6%
④自由の尊重	14.9%	19.1%	+4.2%
⑤自分を守るために、自分に都合がよいから	18.1%	13.2%	-4.9%
⑥プライバシーを守るため	18.8%	10.8%	-8.0%
⑦わからない	17.0%	7.0%	-10.0%

わば血となり肉となるものである」が、いわばアメリカから「与えられた憲法」である日本国憲法においては、制定から70余年の間においても、そうした機会に恵まれることはなかったと評している。本項目の結果は、この見方を裏付けるものと捉えることができよう。横田耕一『自民党草案を読む』(新教出版社、2014年)16-18頁。

②本項目の小括

Q19及びQ20は、黙秘権についての設問である。

Q19は、黙秘権に対する制限の可否についての設問であるが、2019年調査において、1971年調査からとりわけ、〔①制限すべきだ〕の選択肢について回答者の割合が微増傾向にある。

また、Q20において黙秘権の制度趣旨について伺ったところ、〔①自白強要の防止〕・〔②補強証拠原則〕への回答割合が大幅に増加している一方で、〔⑤自己都合のため〕・〔⑥プライバシー保護のため〕といった回答が減っていることから、制度趣旨についての理解は進んでいると考えられる。

(8)平和主義

①質問項目及び回答結果

Q21. 次に国防問題について少しお聞きします。今の憲法では、「日本は一切軍備をもたないことになっている」という人と、「自衛のための軍備まで否定しているわけではない」という人がいますが、今の憲法のためえとしては、あなたはどちらの方が正しいと思いますか。

選択肢	1971年調査	2019年調査	増減
①一切軍備をもたない	31.6%	16.3%	-15.3%
②自衛のための軍備まで否定しているわけではない	39.2%	70.8%	+31.6%
③わからない	29.2%	12.9%	-16.3%

Q22. それでは、憲法を離れて、あなたご自身の気持としてはどうでしょうか、日本は一切軍備をもたない方がよいと思いますか、自衛のための軍備はもった方がよいと思いますか。

選択肢	1971年調査	2019年調査	増減
①もたない方がよい	33.4%	12.2%	-21.2%

②自衛のための軍備はもった方がよい	46.2%	62.7%	+16.5%
③一概にいけない	7.5%	19.9%	+12.4%
④わからない	12.9%	5.3%	-7.6%

②本項目の小括

Q20及びQ21は、日本国憲法における平和主義について、憲法9条に関する内容を問うている。

Q20に関して、憲法の意味内容の理解において、選択肢①の非武装中立的立場は、2019年調査においては、ほぼ半減し、全体の約2割を切る一方、選択肢②の自衛権・自衛のための軍隊を支持する立場は倍増し、全体の約7割に達している。

また、Q21での、回答者の個人的な考えにおいても、選択肢①の非武装中立的立場が減少し、選択肢②の自衛のための軍隊を容認する立場が増加している。このことから、この40年余りの間に、個人信条として自衛のための軍隊を容認する立場が大幅に増加しそれが各人の憲法理解に反映されていると推察される。

Ⅲ. 本章での考察

2019年調査における結果の特性として、様々な点が指摘できるかと思われるが、ここではとりわけ次の点を指摘しておきたい。それは、1971年調査に比較して、2019年調査においては、Q15～Q18の回答結果において、個人の自由よりも公共の福祉を優先させる傾向の増加が見られたことである。

ここから今回の調査結果に基づく示唆として、以下の問題提起が可能となるのではないと思われる。それは、2012年に発表されたいわゆる現在の政権政党の改憲指針である自由民主党『日本国憲法改正草案』（以下、「自民党草案」という）と今回の調査結果で得られた「現時点での」国民の憲法意識の類似性である。

すなわち自民党草案においては、その特徴として、(1)前文に愛国的・国家主義的な要素の追加、天皇の元首化（自民党草案1条）²⁷などによる、復古主義的な色彩²⁸に加え、(2)個人と国家との関係において、基本的に「個人」の人権よりも「共同体」の利益を優先し、全ての人権が「公益及び公の秩序」によって制限される（自民党草案12条）²⁹ことを容認した内容が明記されている³⁰。

自民党草案における主要な問題点として、とりわけ、以下の点が現行憲法の理念秩序から大きく逸脱する内容として批判されてきた。それは、公共の福祉に関して、自民党草案は、人権の制限理由につき「公共の福祉」から「公益及び公の秩序」と文言を修正している点である。これは単に、条文における表現の明確化を図ったようにも見えるが、その「公益」という文言については、少数派への配慮の要素を含む社会的「福祉」から功利主義的原理に基づく多数派の国家的「利益」による制約の拡大を示唆しているようにも理解しうることである。また、条文の修正において、職業選択の自由から「公共

27 自民党草案1条「天皇は、日本国の元首であり、日本国及び日本国民統合の象徴であって、その地位は、主権の存する日本国民の総意に基づく。」なお、自民党草案の全文は、自民党憲法改正推進本部のホームページ（<https://constitution.jimin.jp/document/draft/>）において公開されている〔最終閲覧日：2021年10月29日〕。

28 清水雅彦「自民党憲法改正草案の検証：国家主義と人権規定」月刊女性&運動230号10-11頁（2014年）。この点につき、同草案では、現行憲法97条における基本的人権が「侵すことのできない永久の権利」との規定を削除し、代わりに同草案の前文において「日本国は、長い歴史と固有の文化を持ち、国民統合の象徴である天皇を戴く国家」と規定していることから、水林彪は「憲法の究極目的を『基本的人権の永久保障』ではなく、「天皇を戴く国家の永続」に求めた」ものであると指摘している。詳しくは、水林彪「自民党『日本国憲法改正草案』の歴史的性格」松山大学総合研究所所報98号（2017年）10-11頁。

29 自民党草案12条「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力により、保持されなければならない。国民は、これを濫用してはならず、自由及び権利には責任及び義務が伴うことを自覚し、常に公益及び公の秩序に反してはならない。」

30 横田・前掲註(26)45-47頁。

の福祉」を削除し、表現の自由に「公益及び公共の秩序」の文言を追加したことで³¹、経済的自由に対する制約を緩和する一方で、精神的自由に対する公的な規制を強化するようにも読める³²。

これらの点につき、1971年調査から2019年調査への結果の変遷を踏まえると、国民の世論は現行憲法よりも自民党草案の考えに徐々に近づきつつある点を確認できたのではないだろうか。もし、国会における憲法改正の発議がなされ、国民投票にまで進んだ場合、自民党による「国民運動」を経て、復古的な内容の改憲が容認される可能性が、相当程度ありうる点については今後も留意していく必要があるように思われる。

4. おわりに

I. 今回の調査結果における背景要因について

今回の調査結果において、その人権保障に関する消極的な姿勢につき、日本人の法意識を反映した結果と見ることもできるのではないかとと思われる。

日本人の規範意識においては、これまでも法社会学者の川島武宜によって、西洋的な権利本位ではなく、義務本位の観念に基づくものであるがゆえに、日本においては明治以降の近代化の中で、「西洋的な権利・義務の体系がかたちの上では整備されたとはいえ、実際の日本社会では、紛争が権利＝義務という法的基準に従って、裁判によって処理されることは実はまれ」であると述べられており、日本法における形式的な法体系が日本社会において実行的に機能していない現状が指摘されてきた³³。このことは、今回の結果を踏まえると、憲法上の権利についても、同様の指摘が可能と推察される。

また、こうした日本人独特の規範意識が形成されてきた歴史的背景については、法思想史学者の大木雅夫が、日本人の法意識形成に対する武家法（鎌

31 横田・前掲52-55頁。

32 澤野義一「自民党憲法改正草案の検討」阪経法論72号112-114頁（2014年）。

33 川島武宜『日本人の法意識』（岩波書店、1967年）15-32頁。

倉・江戸期)による政策の影響を指摘している³⁴。大木がその具体例として指摘するのは、以下の二点である。第一は、喧嘩両成敗法において、制度上、理の如何を問わず両当事者を処罰、しかも、たとえ加害側であっても自分の非を認め、堪忍した方は免責となることである。例えば、藩主切腹の処分を契機として、赤穂藩の浪士による吉良家への一方的な討入りがなされた、いわゆる赤穂事件に際しては、同法の適用により、被害者側であった吉良家にも改易が命じられ、お家断絶となっている。第二は、徳政令・借金銀相対済令により、庶民の借入金につき、借金の免除もしくは一定期間経過後の訴えの不受理といった一方的な免責措置が繰り返されたことである。

加えて、川島の指摘によれば、大日本帝国憲法体制下での法制度によって、①旧憲法においても言論・集会の自由等の保障は規定されていたが、それらはいくまで「法律ノ範囲内」に限定された「臣民権利義務」に留まっておき、また、②行政裁判における国家無答責法理の広範な適用によって、当時においては「法令ニ特別ナ規定ナキ限り」国家賠償を請求できなかった。例えば、旧憲法下の大審院判決においては、消防自動車の過失による負傷や、公立大学附属病院の医師による医療過誤の場合であっても、国家賠償請求権は認められていなかった。

この点につき、川島は、こうしたことも、国家と国民との公法上の権利義務関係を（法的な公平性・民主性を欠いた）「権力関係そのもの」として下支えし、強化したと指摘する³⁵。これらは、今後の検討課題として、人びとの間でこのような日本的社會意識が形成されてきた社會権力的構造の解明も進めていかねばならないであろう³⁶。

34 大木雅夫『日本人の法観念』（東京大学出版会、1983年）158-199頁。

35 川島・前掲註(33)49-58頁。

36 もっとも、このような前近代的意識については、同じく法社会学者の高橋眞が指摘するように「単に残存しているというのではなく、外的な条件、特に『力』によって強制され、あるいは再生産させられていると見る」必要があるようにも思われる。高橋眞『日本の法意識論再考－時代と法の背景を読む－』（ミネルヴァ書房、2002年）17頁。

II. 今後の課題

周知の通り、日本国憲法においては、違憲審査制による憲法保障に加えて、前文及び12条において、国民に対して「不断の努力」を要求している。このことは、言いかえれば、憲法が国民に対してその内容を最低限理解し、政治過程が憲法に適合した形で運用されていることの監視を要求している側面もあると考えることもできるだろう。そうした場合、国民の憲法意識は、家庭・メディア・(地域・職場などの)周囲の人間関係といった様々な環境の下で形成されるものと思われるが、なかでも、学校教育課程における憲法教育は特に重要な要素である。

国民の憲法に関する理解・認識水準の把握に関しては、社会認識の構成についての検討、すなわち、憲法教育制度の再検討を試みる必要がある。この点、憲法学においても、学校教育課程での憲法教育の在り方に対して、これまで様々な批判的指摘が投げかけられてきた。例えば、斉藤一久は、義務教育課程における「公共の福祉」の説明につき、人権を「勝手気まま」に用いてはいけないとの前置きに続いて、公共の福祉による制限の必要性が強調される実情に対して、「多くの国民は人権と公共の福祉を並列的に捉え、精神的自由も含めて人権の制約が許されるのは『他人の迷惑になる場合』といった感覚で理解されている感がある」と評価している³⁷。したがって、国民の憲法意識と憲法教育との連関、及び両者の相互的な影響の程度については、また改めての検討が必要であるが、少なくとも、国民の憲法意識を踏まえた教育カリキュラムについて、今回の調査結果を踏まえて考えていく必要が求められよう。

今回の調査では、過去の調査との経年比較の目的から、政府調査の質問項目を流用したが、質問項目・調査手法の不足は否定できない。今後は、オリジナルの質問項目による、より包括的・綿密な再調査を実施していく必要が

37 斉藤一久「法教育における憲法教育と憲法学」法セミ662号30頁(2010年)。

ある。本稿での考察を契機として、引き続き、憲法学における社会調査法の援用可能性について探究を進めていくことにしたい³⁸。

38 脱稿後、境家史郎「“非”立憲的な日本人：憲法の死文化を止めるためにすべきこと」中央公論135巻12号94頁（2021年）に接した。